

令和元年第1回潟上市議会臨時会会議録（1日目）

○開 会 令和元年 5月21日 午前10:00

○閉 会 午前11:22

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	18番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

17番 児 玉 春 雄

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	学校教育課長 山 田 敬 輔
市 民 課 長 菅 生 恵 子	税 務 課 長 鈴 木 学
幼児教育課長 櫻 庭 仁	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 児 玉 亮 悦
----------------	-----------------



令和元年第1回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和元年 5月21日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認について（平成30年度潟上市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第31号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

なお、17番児玉春雄議員より入院のため欠席の届出がありましたのでご報告を致します。

定足数に達しておりますので、これから令和元年第1回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで、藤原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日は令和元年第1回臨時会を開催しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

審議に先立ち、提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、専決処分の承認について申し上げます。

平成30年度潟上市一般会計補正予算（第9号）につきましては、特別交付税の確定により、平成31年3月29日付で専決処分致しました。また、平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、潟上市市税条例、潟上市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で専決処分したことから、議会の承認を求めるものであります。

次に、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

先の全員協議会においてご協議いただきました天王こども園（仮称）整備に係るものでございます。

令和3年4月の開園に向けて、早い時期に設計業務、地質調査等を行いたいと考えていることから、本臨時会に関係予算の審議をお願いするものであります。この後、担当部長より説明させますので、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、1番鈴木壮二議員、2番戸田俊樹

議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定致しました。

【日程第3、承認第2号 専決処分の承認について（平成30年度潟上市一般会計補正予算（第9号））】

○議長（西村 武） 日程第3、承認第2号、専決処分の承認について（平成30年度潟上市一般会計補正予算（第9号））を議題と致します。

承認第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、第1回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第2号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月21日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成30年度潟上市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成31年3月29日 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市一般会計補正予算書（第9号）の1ページをお願い致します。

平成30年度潟上市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,732万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億5,758万2,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

9款1項1目地方交付税は4,732万4,000円の追加で、特別交付税でございます。

交付決定額と予算計上済み額の差額を計上するもので、平成30年度の特別交付税額は、4億4,732万4,000円でございます。

歳出予算について申し上げます。

2款1項16目基金費は4,732万4,000円の追加で、財政調整基金積立金でございます。

平成30年度末の財政調整基金の残高は19億8,529万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第4、承認第3号 専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）】

○議長（西村 武） 日程第4、承認第3号、専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月21日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

潟上市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成31年 3月29日 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。また、参考資料の1ページから31ページに条例の新旧対照表を添付しております。

それでは、改正及び専決理由、並びに主な改正内容について申し上げます。

改正及び専決理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に一部施行されることから、条例の関係部分を改正し、専決処分したものでございます。

主な改正内容でございますが、1つ目は、今年10月の消費税率の引き上げに伴う住宅ローン控除の拡充でございます。消費税率の10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を従来の10年間から3年延長し13年とすることに伴い、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で市県民税から控除するものでございます。

2つ目は、市県民税の非課税措置の拡大でございます。

事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得が135万円以下であるひとり親に対し、市県民税を非課税とするため、従来の寡婦控除の適用である離別または死別のほか、婚姻をしていない父または母を加えるものでございます。

3つ目は、ふるさと納税制度の見直しでございます。

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化につなげるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体については、ふるさと納税の特例分を対象外とするものでございます。

4つ目は、需要平準化対策に係る軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減でございます。

消費税率引き上げに伴う対応として、本年10月1日から来年9月30日までの間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今、大きく分けて4つのことで説明ありましたがけれども、軽自動車税については、毎年毎年このような軽減税率ということを議会の中で決めておりまし

たけれども、それ以外の方については、軽減以外の方についてはどうなるのか。これはまた、この4つの点については、全部消費税10%予定してのものなのか、そこら辺確認の意味でまた聞きたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 12番藤原議員のただいまのご質問にお答え致します。

消費税10%の関連につきましては、先ほど申し上げました1つ目の住宅ローン控除、それから4つ目の軽自動車税の環境性能割の軽減、この2点が関係するものでございます。

それと軽自動車税につきましては、この軽減措置の対象になっていない分についてのことでございますが、これとは別に軽自動車税の減免規定がございます。そちらで対象となる方、必要な方につきましては軽減、減免措置を行ってございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 消費税対象になるのは2つということ、わかりましたけれども、ふるさと納税制度については、本来の趣旨から外れるということの今説明がありましたけれども、どのように外れるのか。本市は、どのように健全にやっているのかどうか、そこら辺について、気をつけていることとかを含めて説明をお願いします。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

ふるさと納税の本来の趣旨といいますかルールから外れているというのは、返礼品の割合が寄附額に対して3割以下ということでありまして、でありまして、潟上市は3割以内となっておりますのでルールには外れておりません。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 先ほどの同僚議員とちょっとかぶってしまうところもあるんですけども、私もこのふるさと納税のことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

ご承知のとおりふるさと納税の魅力、最大の魅力というのは、所得税と、また住民税の控除対象があるということで行われていると思うんですけども、こちらの方に書かれているとおり、過度な返礼品などのものについては、団体として特別控除の対象外ということでメディアでも4つのですね行政機関が対象外と今されておりますけども、潟

上市はまずそこに該当しなかったということで、健全に運営、取り組みをしているということで私も理解をしております。

そこでまず確認したいのですけれども、当市はまず先ほどご説明ありましたけども3割以下のものを作ってきちんと取り組んでいるということではありますが、どれぐらいの品物を返礼しているものなののでしょうか。関連性がありますので、その辺について再確認でお尋ねしたいと思います。

すいません、つけ足しますと、魅力のある返礼品というのは、何をあげて返礼しているものなのかお答え願います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

返礼品の1番の人気であります。これは県産米5キロ掛ける2つで、これが3,000円、2番人気としましてはフグ刺のセット、3番人気は比内地鶏の焼き肉セットとなっております。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 詳細にわたってありがとうございます。

今のお答えしていただいた中で、ちょっとあれっと思うところがあったんですけども、潟上市のさっき3番の比内地鶏とありましたけども、その辺についてはどこかでやられているようなものなんでしょうか。

○議長（西村 武） 千葉企画政策課長。

○企画政策課長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答え致します。

比内地鶏の返礼品でございますが、この返礼品につきましては地元の工場等で生産しているものも対象になりますので、その比内地鶏の関連も地元で生産しているものということですので、その比内地鶏も対象になっているということでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） ありがとうございます。

比内地鶏の件も理解しました。

それで、最後もう1つ確認したいんですが、毎年同じものではなくて、そういうような何か検討会議みたいなことで、今年はこれ、来年はこれにした方がいいんじゃないか

という、そういう検討会議みたいなのも行ってはいるとは思いますが、その辺についてきちっと年何回ぐらい行われているものなのか、ちょっと細かいんですけどもお願い致します。

○議長（西村 武） 千葉企画政策課長。

○企画政策課長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えします。

返礼品の募集につきましては、毎年広報等で募集をしております、先ほど佐藤議員が言ったような市内での検討ということはやってございません。現在、市内の13社、約50種類ほどの返礼品がございますが、随時追加の申し出があれば、その返礼品に加えているという状況でございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第5、承認第4号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

○議長（西村 武） 日程第5、承認第4号、専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題と致します。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の19ページをお開き願います。

承認第4号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月21日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成31年3月29日 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。また、参考資料の32ページから35ページに条例の新旧対照表を添付しております。

それでは、改正及び専決理由並びに主な改正内容について申し上げます。

改正及び専決理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されることから、条例の関係部分を改正し、専決処分したものでございます。

主な改正内容でございますが、1つ目は、国民健康保険税の医療分の課税限度額を「58万円」から「61万円」に改めるものでございます。これに伴い、平成30年度をベースとして試算したところ、152万円の増収となっております。

2つ目は、国民健康保険税の低所得者世帯の軽減措置の拡大でございます。現在、低所得者世帯に対し、法定軽減として、世帯の所得額に応じて平等割額と均等割額を7割、5割、2割の軽減をしておりますが、そのうち、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を「27万5,000円」から「28万円」に、2割軽減については「50万円」から「51万円」に改めるものでございます。

なお、平成30年度をベースとして試算したところ、新規2割軽減世帯が15世帯増、新規5割軽減世帯が13世帯増となっており、影響額は約62万円の減額となっております。

また、この財源につきましては、保険基盤安定繰入金で全額補てんされるものでございます。

以上でございます。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。
- 12番（藤原典男） 政令により限度額の上げと、それから低所得者のところの2割、5割軽減のところの改正ということなんですけれども、これは独自に国民健康保険税は市町村で決めることができますけれども、この政令に基づいて本市ではこのようにするという事なんですか。それとも、全国一律にこういうふうにするということなのか、そこら辺について伺いたいと思います。
- 議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問についてお答え致します。

今回、限度額の58万円から61万円へのアップ、それから軽減判定基準所得、それぞれ5割軽減、2割軽減につきまして5,000円、あるいは1万円増えてございます。これらにつきましては、すべて政令に基づきまして全国一律で実施しているものでございます。以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） まず、国保の会計の現状は、先の昨年度の決算はまだ出ておりませんが、余裕があるように見えておりますし、先般の3月定例会においてもそれなりの剰余といいますか繰り越しがあると。この中で政令の施行、公布に伴って専決されるということですが、国の方でこうだからといって、即これを専決するということに対する説明は、今の段階では今回の臨時会にこれをあえて出さざるを得ないものかどうか、その辺のところの考え方はよく理解できないところです。市税も前にも専決したんですけども、この辺の国保税等についても、いずれ県で一本化されるという状況の中で、先ほど部長からは全国一律こういうふうにするんだということなんですけれども、これではあまりにも一方的で、議会の立ち位置が見えなくなると。市民を代表する我々の考えが市当局にも伝わらないし、国にも伝わらないと思うわけで、議会運営委員会を朝9時半から開催し、先般の全員協議会から次の日に臨時会を今日開催するという通達をいただいて今日開催しているわけですが、少し進め方が、ついでに、ついでにというような感覚もないわけではないので、これ、当局の姿勢だと思うんですよ。その辺について最初に市長からこういう専決処分があるんだということで理解していただきたいということなんですけど、どうも腑に落ちないところもあるので、もう少し市民に対して、議員に対して、もっと丁寧な説明をいただきたいと思うわけです。宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの戸田議員のご質問にお答え致しますが、専決処分といいますのは、先ほどいいましたとおり法律に基づきまして4月1日施行ということで臨時会を開くいとまがないということで専決処分させていただいたということです。そして、専決処分をした場合においては、直近の議会において報告し、承認を求めると法律で決まっておりますので、臨時会に諮るということとはできないということでございます。ですから、今回の臨時会におきましては、その承認を求めるために報告させていただいたということでございますので、専決処分と臨時会、ここのつながりと申しますか、

これがもし臨時会がなければ6月定例会において報告し、承認を求めるということになりますので、ご理解をお願い致します。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 3町合併して以来、潟上市になっておるんですけども、これらの専決処分については、常に3月の末に公布されたので4月1日付で専決をすると。でなければ税の徴収賦課について事務的に間に合わないと、それはよくわかります。ですが、どうもそういうルールがあるからそういうふうにせざるを得ないというそのことは、法律がそうだから悪法も法だということで、もう少し早めにやっても結構ではないかと。4月1日に専決するという、今日5月21日ですよ。3月定例会終わって何日になりました。もう2カ月もなるんですけども、そういうところの感覚の問題だと思うんです。その辺のところについても少し理解をさせるように、もう少しあたたかくその説明していただきたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、もう少し早めにとということですけども、議会の方、国の方が通りますのが、どうしても3月の末、ぎりぎりになるわけでございまして、そして施行日というのはあくまで4月1日ということでございますので、ここの間において臨時会をお願いするといういとまがないということでございますので、例年でございますけれども、地方税法等の改正につきましては、どうしてもこういう形の専決処分になってしまうということについてご理解をいただきたいと思っています。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第4号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

【日程第6、議案第31号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第6、議案第31号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案第31号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の22ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱について、ご説明申し上げます。

議案第31号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年5月21日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第31号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,947万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億56万3,000円とするものでございます。

3ページをお願い致します。

第2表地方債補正について申し上げます。

幼保一体施設整備事業を限度額7,550万円として追加するものでございます。

5ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

19款1項1目繰越金は397万5,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

21款1項2目民生債は7,550万円の追加で、幼保一体施設整備事業債（合併特例債）でございます。

歳出予算について申し上げます。

3款2項10目幼保一体施設整備事業費は7,947万5,000円の追加で、天王こども園（仮称）の整備に係るものでございます。

内訳は、手数料40万9,000円、設計等委託料7,906万6,000円で、令和3年4月開園に向けた認定こども園整備のための設計業務、地質調査等を行うものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 前回の全員協議会の中では、相撲場について質問がありまして、答弁としては関係団体と協議するという答弁でありましたけれども、その後このことに

ついてはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの藤原議員のご質問にお答え致しますが、相撲連盟の方からは、そういう要望書をいただきました。そして、今こうして今回関係予算をお願いしているわけでございますけども、今後、いろいろこの後に協議していくということでございます。そういう要望を受けておりますので、それに対応する今後のあり方については、今後、連盟の方ともお話を進めていくと、そういうことでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） この提案が可決されればすぐ動いていくんですけども、協議という話がされましたけれども、この場所については相撲連盟の方では了解して、その後のことについては協議ということになるのか、それともこの場所については、まだ了解していないのか、そこに建てることについては、そこら辺のことはどうなんでしょう。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

場所につきましては、連盟の方からも了解をいただいた上で、今後の協会、連盟ですか、連盟の方のあり方について、進め方、そういう進行の仕方について一緒に協議していくと、そういうことでございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 委託料の設計等についてお伺いしたいと思います。

設計等の「等」については、地質調査のみでしょうか。そのほかに「等」にかかわるものがあれば、ご説明お願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 佐藤議員のご質問にお答え致します。

設計委託料の内訳でございますが、13節委託料7,906万6,000円は、園舎整備のための設計業務委託料が7,028万5,000円、整備候補地にかかわる地質調査業務委託料が666万6,000円、用地復元測量業務委託料が177万1,000円、国有地取得のための土地鑑定業務委託が344万円となっております。

委託料につきましては以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 今、測量委託料は伺いましたけれども、国有地の関係にしては取

得費も入っているんですか。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 佐藤議員の質問にお答え致します。

国有地の取得に関連する予算は入ってございません。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。5番鈴木斌次郎議員。

○5番（鈴木斌次郎） 今回の補正予算については、先週の13日ですか、全員協議会の中で市民説明会を開催して、参加者からのアンケートの報告などを受けての今回の臨時会でしょうか。

それから、私たちは3月の定例会において、津波の影響、それから道路の関係、土俵の関係、いろいろそれから建物の建てる形というのは、この辺ちょっとあれなんですけど、そういうのを踏まえての修正動議可決ということで予算が削除されましたが、今回改めて設計費を変更して臨時会において補正予算を提案しておりますが、先般の全員協議会においてもアンケートは出ましたが、それに対するアンケートであるから一切の説明もないし、また、統計を取った中身を、市民の意見の中にもすべてが賛成なわけでもないし、反対意見もあったし、それら等々を踏まえながらの今回の予算提出、市民からの理解を得ての提案なのか、また、議員に対する説明も十分なのか、それら等を踏まえての予算提出なのか、その辺について聞きたいと思います。

3月の定例会に先ほど言ったように道路の狭隘、それから建物の形状、それから土俵関係の結果というかその提案が、何も進んでいないような中で、まず建てるのが先であると。その後については、まだ全然計画、結論が出てないような感じも受けますが、私の勘違いなのか。やはりこの3月定例会で修正動議可決されたという重みを当局としてはどのように考えているのか。やはりここまで2カ月の間に、これまですぐ臨時会の中で予算を提出するというのは、それ相当の考えを変えて、変えてというか改めたのを出してくるのか、その道路の狭隘にしても将来は考える、土俵についても連盟とこの後考える、いろいろありますが、ある程度のやっぱり将来性をここに提案していただいて、例えば5年以内に道路の狭隘を改修するとか、そういうある程度の具体的な結論が出るのか。全く建物は建てても、それ以降に関しては、その後の課題、問題意識でいくのか、その辺はちょっと私の方としては理解しかねるところがありますので、まずこの辺についてトータル的に答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう一つについて、前回否決、修正動議が可決したんですが、この庁舎建

設のときもそうなのですが、手順が全くなっていないというか、議会の軽視というか、まずはっきり言って建物、13億の建物建てるに基本構想が全然出てこない。基本計画もない。基本設計もない。それで今回は実施設計の予算提案だと。この手順というのは、本来であれば当局はやはり庁舎内の基本構想、基本計画、そして基本設計、その中で基本設計については、これは正確でなくて概算でもいいですが、これをやはり議会に提案して初めて議論がスタートするのだと思っておりませんが、それも過去に全くないし、今ここまできたので、そこまで出せとは言いませんが、そういう今後の参考にしてもいただければいいんですが、そういう手順もちよっとないような感じもしますので、私としては、まずその辺の当局の考えと、このことについて質問したいと思いますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問に、かなり多岐にわたりますので、もし答弁漏れ等があったらご指摘いただければと思っております。

まず今回のこの臨時会の提案については、先の市民説明会等の説明を受けてのことかということですが、すべて私どもは最初のご提案の全員協議会のあたりからの積み上げをすべて経た上で今回の臨時会のご提案となったものととらえておまして、そのようなつもりでご提案を申し上げているということがまず第1点でございます。

それから、先の全員協議会があって、そのときに市民のアンケートを議員の皆様すべて漏らさずに配付してあると思えます。あれについて我々があえてコメントを申し上げなかったのは、我々がどのようなコメントをしても、やはり我々としての主観が入ってしまう。それで、そのまま我々のコメントを付けずに、生の市民の声という形ですべて資料をお渡しし、そして今の市民のお考えというのはここあたりにありますということをお渡ししたということでございます。

反対意見もあってということで、おっしゃるとおり、まだまだ我々の説明が足りないところがあるのか、あるいはということなのですが、これについては我々は今後も仮にここでお認めいただいて、設計が始まり、工事が始まって、我々は粘り強くやはり市民の理解を得るために、場所場所において説明を継続していくということだと思います。

ただ、最終的には、今、さまざまな積み上げの中でアンケートも含めて議員の皆様方にご提供していて、そしておわかりのとおり、こども園というのは開園の時期というのは、もう限られていて、年に1回、4月のチャンスしかございません。仮にその好機を

逃がしてしまうと、また1年おくれの子どもたちが、いわゆるこれが欲しい、あるいはこういう中で子どもを育てたいという市民の方々のご期待に1年また沿えなくなってしまうということもまた事実であります。ですから、その際、ご判断を仰ぎたいがために、そして市民の方々にできるだけ理解をしていただきたいがために、市民説明会を数度も繰り返し、そして議員の皆様方にも何度も全員協議会でご足労をいただきながら今回も臨時会を開催させていただいたということでございます。

さらには、道路の狭隘、それから道路の形状等ありました。先の全員協議会で申し上げました。

（「建物の形状」の声あり）

○市長（藤原一成） 失礼しました。道路の狭隘と建物の形状についてのご指摘もありました。このことについても、市民の皆様には現状は包み隠さずすべて市民の皆様にご説明してあるところです。それでも我々に届いてくるのは、できるだけ早く園を開園して欲しいということと、この提案でいって欲しいということが多数を占めていたということは、これは事実であります。

そして、しかしそれは課題であるということですので、我々としては、道路の狭隘については、先に私どもから申し上げたとおり、庁内でもそれについては今後も検討していき、ただ、道路の例えばセットバックを何年でできますという無責任なお約束は、私はこのような公の場では到底できるものではありません。それも含めてこれから検討させていただき、あるいは建物の形状についても、確かに土地の形状についてはきれいな長方形ないしは正方形にはなってございませんが、その部分もこれから設計をお願いするところと我々の意見も含めて、子どもたちの保育環境に影響を与えないようにということを万全な配慮をもって進めていきたいと考えております。

もう一点ありました先の定例会で提案し、それが修正動議の上で可決された重みは、十分に踏まえております。私どもは、そのときに我々に届いた議員の皆様からのメッセージとしては、大層において市民への説明がまだ不足ではないか、もう一度改めて説明してみよということで、我々は4月に5回の市民説明会を設けて、そして、あのようなアンケート結果等のという形になりました。設計のこの手順について、その庁舎の手順については私はコメントを述べる立場にはないと思っておりますけれども、いわゆるその設計の手順について、私も市役所の職員とも何度も話をしましたし、そのときに、例えば今おっしゃられたような基本設計があつて、それが1年かけてさらに実施設計に

いってということは、確かに大規模な工事の場合には行われているということは承知しております。今回のこの子ども園の件については、そういったものまでの時間をかけるべきかどうかということは、我々自体もそれは議論をしてまいりました。ただ、皆様方に一つ、私どもの方から申し上げておきたいことは、今回もまだ設計業者は決まっておられません。私どもには、市役所の職員には、設計にかかわるいわゆる専門的な職員という者はおられません。ですので、その際に、今度その設計業者が決まった段階で我々の意見、議会の意見、市民の意見を申し上げて、そのような基本設計と申し上げるべきなのか、基本的な設計と申し上げるべきなのか、そういったものがもしここでご了解得て設計が進む段階においては、ある時期にそういうものが出てまいります。その際には、ぜひそのような設計の図面も議員の皆様方にぜひ見ていただいて、ご意見を賜りながら実際の建物のいわゆる実施設計の方に移っていきたいと考えております。私どもの今この手順としては、このようなことを考えておきまして、私たちはその折に応じて説明を申し上げていきたいと考えておりますので、ぜひご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 5番鈴木斌次郎議員。

○5番（鈴木斌次郎） ちょっと私と市長と考えの違うというか基本的なことでちょっと違うところありますけれども、私は何も設計、基本設計から実施設計に1年もかけるとか、そういう考えはありません。ただ、やはり3月定例会に予算提出したときに私が言ったのは、基本設計もなく、図面もなく、7,500万か600万の予算であったと思いますが、これを審議してくださいというのは、ちょっとできないんじゃないかと。そして出てきたのがさっき言った建物の適切なのか、ちょっと卍型の片方がないような、LL型のような形が出てきただけで、これでやはり予算を審議してくださいというのは、ちょっと無理があるんじゃないかなということだったので、だからその前にある程度基本設計の中に概算の、市長はこの中身については詳しくわからないと思いますが、概算の設計で予算をつくると思うんですよ。普通の、私はほかの市町村にも聞いたことありますが、大概そういう形で予算を出してくると思います。何もなくて予算は出てこないと思うんです。だからそれだったので、それで予算通ればすぐ実施設計入れるんですよ。別に1年も置く必要ないんです。だからその手順をちゃんと、今後のことについても、ちゃんとそういう丁寧な手順でやってくださいということを私はさっき申し述べたわけなんです。

それで、今回もさっきも言ったように、前回の3月定例会の予算が約7,600万くらい

でしたか、それで今回は250万増、さっき同僚議員が中身についてもちょっと聞いたんですが、これは当局の再度提出の手法としては間違ってもいないし、法的に問題もないのであれなんですけど、こういう形ですぐこの臨時会で出すと、なぜ6月の定例会まで待てなかったのか、この辺の理由もひとつ聞きたいと思います。まずそれについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

まず、なぜ6月定例会まで待てなかったかということでございますけれども、先ほど市長の答弁にございましたが、園の開園と申しますのは、どうしても4月1日を目指すということでございますので、できるだけこれ工期を考えますと早めに予算化して動きたいということが、6月まで待たずに今お願いしているということの理由でございます。

○議長（西村 武） 5番鈴木斌次郎議員。

○5番（鈴木斌次郎） 理由はわかりましたが、これ、バックフィードというか元に戻るわけにいかないんですけど、じゃあなぜもっと早く提案しなかったのか、その辺が、去年の11月27日に全員協議会で初めて我々は聞いたわけなんですけど、当初から我々は別にこども園を、認定こども園を建設することについては、はなから反対とは言ってませんので、じゃあここに来て、時間がないから、時間がないからって、そういう形で定例会まで待てなかったと。だから私さっき言ったように、3月の定例会の修正動議かかったのかどうなのか、その辺の反省があるのか、真摯に受け止めているのか、それは市長は当然真摯に受け止めているとの答えなんですけど、過去のことはもう振り返るわけにはいかないものであれなんですけど、私としては、じゃあもっと早く提案できなかったのか、それあればそんなに急がなくてもできたのではないのか、その辺を、いろいろまだありますけど3回ということですのでこれで終わりますので、最後それお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にどうかご意見にお答え致しますけれども、これまでの進め方の問題であろうということでございます。我々としては、そのような意見もあるということは、これから認識してですね、今、鈴木斌次郎議員も何度も元に振り返ることはできないと、私もそう思っております、おっしゃるとおりだと。そのようなご意見を踏まえて、今後またこのような案件があるときに、我々としては今のご意見も踏まえた上で、何ができて、そしてもしできないとしたならば、また議員の皆様

お尋ねし、そしてこの際どうすればいいかということも、議場の場ではなくても常にコミュニケーションはとれるわけですので、そういったところでご意見を伺いながら、できるだけ議員の皆様方の意にも沿うような形にしていくような努力をしていくということだと思います。

これまで進めてきて、先ほど副市長が言ったとおり、こども園の開園の時期というのは1年に1回しかないチャンスと。子どもたちにとっての1年というのも、それはもう元に戻らない1年であります。であるから、我々としては子どもたちに良い保育環境をぜひ提供したいという、天王地区の子どもたちに保育環境をしたいという思いの中で、100%完全ではないにしても、我々としてはそこを目指してやっていきたいと考えておりますので、ぜひ議員の皆様方からも今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 15番です。小林です。

私も天王こども園につきましては、ぜひとも進めてもらいたいし、それはその必要があると感じておりますし、ただ、3月議会での修正案に賛成した理由というのは、やっぱり住民の意見をしっかりくみ取ってもらいたいと、このことが大事なことではなかろうかと。市長がよく言われていますし、市民との交流、対話と交流というんですか、そのことをぜひともやってもらいたいということで1票を投じたわけですけども、今回、いろんな場所でそういう対話もできたということで、本来であれば私は地元の住民の全戸にアンケートを取ってもらいたいぐらいの気持ちでございましたが、参加された方のアンケートを取って、その中身がほぼやってもらいたいということであれば、そのことを重く受け止めなければならないと感じております。そういうことで、できましたら、もちろんこども園につきましては早めにつくってもらいたい、このことをやることが決まったら、できるだけ早めにつくってもらいたいと感じます。

それで、私は質問ですけども、今回の予算ですけども、単純なんですけども、7,966万6,000円ですか、前の予算のときは7,651万円ですか、この差額というのはどういう理由で上がったのか、ここをまだ誰も聞いていませんので、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 小林議員のご質問にお答え致します。

当初予算と比較しまして今回の予算額は総額で256万3,000円の増額となっております。

す。予算額の増額分については、12節役務費の手数料については、消費税の改正による7,000円の増額です。消費税分となってございます。13節委託料につきましては、設計等委託料は県の労務単価改正を反映したことによる見直しの増額分と地質調査委託料については、消費税改正による増額となっております。

以上でございます。

○議長（西村 武） よろしいですか。15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） この後はしっかり進めてもらえればありがたいと思いますし、この後にまたいろんな多くのお金がかかるとは思います、その際はしっかり我々に示してもらいたいと思いますので、宜しくお願い致します。

終わります。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 先に全員協議会でアンケート結果とか住民説明会の結果についてご報告がありましたけれども、そのすぐ次の日、この臨時議会ということで通知いただきました。私もちょっとびっくりしたんですけども、そのとき、この後のスケジュール、この後すぐ臨時議会でこれをお願いするとか、そのときにも一言あってしかるべきだったのではないかなと思いますけれども。それから、先ほど令和3年の開設を目指すといっておりましたけれども、今回は3園が統合ですよね。ですから、別にその4月1日でなくても半年延ばしてやっても、例えばそういうところも全国見れば例がございしますので、そういう考え方もあるのではないかなと思っております。それができないのであれば、何としても4月1日を目指したいのであれば、そうすれば再度今回この設計委託料を提示しておりましたけれども、今後のじゃあそれに向けたスケジュール等について再度お知らせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまのご質問についてお答え致します。

今後のスケジュールということでございますけれども、本日、これまでの全員協議会、あるいは議会等を踏まえまして予算をお願いしております。この後、これをお認めいただいた場合には、基本的な設計も含めまして実施設計を今年度、細かく言いますと土地のことですとか今年度進めていくべき業務がございしますので、そういったことを踏まえて今年度進めさせていただきたいと考えております。それを踏まえて来年度は建設の年、そしてその次の年に開園という、このようなスケジュールを現在想定しておりまして、

令和3年の開園ということでお願いを今のところは目途としております。そういうこと  
でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 今、教育長の方から今年度と来年度とありましたけれども、果たしてこの道路拡幅の問題も市民から出ておりますけれども、そこら辺どうなっていますか。プロジェクトもつくったという話も聞いておりますけれども、私はなぜ道路の問題を重要視するかというと、幼稚園の子どもの問題、これが毎日のニュースで流れておるような状況です。そういうのがあっては非常に困ると私は思います。市長は常に子どもは宝と言っておりますけれども、そういうことあっては困るんです。だから道路を拡幅するならば、はっきりここら辺で約束して、それでやらないと私はうまくないのでないかなと思いますけれども、そこら辺。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

道路の拡幅については、ご指摘のとおり市民の比較的多くの方からご指摘はいただいておりますし、議員の皆様からもご指摘いただいているところでございます。それで、私どもとしては、今それでははっきりお約束できるかということ、先ほど申し上げたとおり、これにはかなりの多分工期と、それと財政出動が伴っていく場合に、議員の皆様にも、それこそこの道行きについて、きちんとしたものをもってご説明しないことには多分ご理解いただけないのではないかと考えております。我々としては、この拡幅は確かに今後検討して、庁内プロジェクトはこれから立ち上げるわけですが、そういったことを検討していくわけですが、現状としてできるものはないのかどうか、あるいは、確かにハードの面もあります。しかし、ソフトの面も、例えば先日も実は昭和こども園で自治会の方から車の親御さんの送り迎えの道についての要望がありまして、我々としてはまた保護者の方に周知徹底したところでありますが、そういった保護者への周知、あるいは子どもたちへのそういった教育的な指導も含めて、我々としてはそういった交通事故を防いでいくことをまず現状としてやっていくと。そして、将来的にもし拡幅した場合に、どのような問題があって、どのようなぐらいの費用がかかるものかということをお示しして、そしてそれが必要なのかどうか、あるいはやるべきなのかどうかというご判断をしていただければと思っております。ですから、この課題

については、何も我々そこを通過するというのではなくて、きちんにとらえた上で、これから庁内できちんと検討を重ねていって、また時々に応じては議員の皆様からご意見をいただきながら、その課題についてどのようにして応えていくかと。子どもたちの安全・安心は、絶対それは第一の問題であるということは、今、議員ご指摘のとおりでございますし、我々もそこは共有しているものでございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 各議員からいろいろご質問させてもらっておって、最後にはならないと思いますけども、当局の答弁を聞いておって、先般の全協から単純にこの数字の見積りの額の増加にすぎなくて、道路の問題や相撲場の問題や国有地の購入の問題や、またはもっといろんな問題あるんだけど、その辺のことについてはプロジェクトチームだ、これから検討する、これから幾らかかるかってかかればそれは今後、皆様のご理解をいただいて決裁してもらおうというような、どうもそこに問題が発生すればその都度やると。もう去年の11月に全協をやって、その前にも、半年も前にいろいろな設計をして庁内でどのくらいかかるだろうと見積りを出して、13億円だという建築費の中には、相当の我々が聞いていないところの部分についても入っていると思うんですが、それが見えない。最後に、プールの前も駐車場にして、そこへ園舎の管理棟みたいなものをつくと。プール前の駐車場は防災センターや体育館の駐車場で利用すると。民地は買わないと。国有地だけ払い下げしてもらおうと。これもまた公売価格、売買価格決まっておりませんから、当然またこれもかかると。天王二田駅からあそこ、県道から入ってくる、郵便局と信用金庫の間の道路をどうするかということも実際には何だっちは聞いてない。現状は、もう国有地は草刈りしてるんですね。どこでやったのか、国から頼んで草刈りしたのかわかりませんが、民地なのか、我々その線引きがよくわからないんです。そんなことやこれやらですね、まだ理解できないところがいっぱいあって、13億円プラスアルファがどのくらいなのか、概算見積りは内々立てていると思いますので、その辺について少しお話を、説明をしていただきたいと思います。プロポーザル方式で庁舎を建てる段階ではやったんですが、これほどの建物になると、プロポーザルで設計を、先に業者を選んで、それから設計委託をして実施設計を出して、そしてどうだということもあったのではないかと思うけれども、その辺のところについてはいかがでしょうか。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問について、昨年から確かに市当局の方でいろいろ検討を重ねながら、昨年11月の全員協議会において初めて皆様にお示ししたと。そしてその後、年が明けてからもう一回全員協議会、そして新年度予算にお願いしたという経緯がございます。そして、またそこで修正という形をいただきまして、もう少し説明せよというお言葉を受けまして、我々としましてはこの4月中に5回の市民説明会、地域の皆様にはすべて説明会の通知を出しまして、その上でおいでいただいた方々に対して説明をさせていただいたところ、結果的には、ほぼほぼ8割強の皆様からは建設に対して賛成であるというご意見を得たところでございます。

そして今、ご質問にありましたのは13億という数字、そこをどうやってはじき出したかということのご質問と承りましたが、宜しいでしょうか。そこにつきましては、うちの方で当然ながら設計業者を頼んでいるわけではございませんので、市担当の方で積算した結果、トータルで13億という概算でご説明させていただいたということであり、我々としてはそれを超えない範囲で何とか収めていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 13億円は庁舎内の何人かで計算をして出しているということなんですけども、それはそれで結構だと思うけれども、これからプラスアルファがどうなのかということを知ったので、市長は道路をかく、屋根の上に線引くと、こういうつもりでいるようですけど、じゃあどのくらいかかるのか、それはもう見通しはつかないと。あのうち1軒少し下げるとはどのくらいかかるかなんていう、そんな感覚で物事を進めようとしているのか、私はね、やっぱりもうちょっと道路の問題について、後ろの道路にはつけないだろうし、そんなところ、朝のあの中学生を送迎する人、幼稚園や、それから保育園の今の送り迎えの自家用車の数、朝の7時から8時半くらいまでは、相当の交通量なわけです。さらにそれにバスや乳幼児の送迎の父兄の車というのは、相当の量になるんです。その辺をこの場で市長は何か考えていくんだと、こういうことなんですけども、何か考えていくでは少し策がないな、こういうふうに思うわけで、いかがでしょう。もう少し具体的にお願いします。

プールは結局市民プールを使うということなんですか。それはあまりうまくないよ。健康上、大人のプールを子どもが使うというのは、これは全くナンセンスだと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

道路の拡幅について、今後、私は先ほどあたかもお約束したようなことで言われておりますけど、そうではなくて、これから検討して、どのような方向でしていけば、子どもの安全・安心がより高まるかという観点に立って検討していきたいと思っていることだということでございます。

ただ、その道路の拡幅だけが子どもの安全・安心を守る唯一の策ではなくて、さまざまなことを動員しながら、その間にも子どもの安全を確保していきたいということを申し上げておりました。

それからもう一つご質問があったプールの件ですが、これについてはご案内のとおりB & Gプールには、大人用のプールと幼児用のプールと両方ございます。その幼児用のプールは、プールの安全基準というものでB & Gプールも運営しております、それがもし健康上の何か課題があるということであれば、B & Gプール自体の運営の問題ということになりますので、さらにそこあたりにこども園としてそういったプールの活動をする場合に、より厳しい基準があるかどうかは園の方にきちんとそこを遵守させ、判断させ、子どもたちのそういった活動が健康上問題がないような形で円滑に進むように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 鑑議員、あなたの質問は終わっていますので。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て議了致しました。

これをもちまして、令和元年第1回潟上市議会臨時会を閉会します。

本日はどうもご苦労様でございました。

---

午前11時22分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

令和 年 月 日

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 鈴 木 壮 二

〃 署名議員 戸 田 俊 樹